

令和6年度 第2回 大和郡山市国民健康保険運営協議会 会議録要旨

日 時	令和6年11月7日(木) 午後1時30分から2時00分まで							
場 所	大和郡山市役所 4階 大会議室							
出席者	委 員	堀江委員	中筋委員	奈良谷委員	楠見委員	森山委員	村上委員	西崎委員
		松岡委員	柿崎委員	松本委員	胡内委員	壺井委員	福田委員	上田委員
		下地委員	鈴木委員	植松委員	吉川委員	岡田委員	桐山委員	
	事務局	乾 市民 生活部長	細川保険 年金課長	北林 保険税係長	井岡 給付係長	野中	牛之濱	
欠 席 者	瀧川委員 梶谷委員 林委員							
案 件	(1)会長・副会長の選任について (2)大和郡山市国民健康保険税条例の一部改正について							
		<p>案件(1)に関し、 会長人事について、指名推薦により、福田委員が選出された。 副会長人事について、指名推薦により、林委員が選出された。</p> <p>案件(2)に関し、 大和郡山市国民健康保険税条例の一部改正について、適當なものと認める。 <主な質疑および意見は次のとおり></p> <p>【質問】</p> <p>①督促手数料を廃止されるとのことですが、減収額はどの程度でしょうか。 →令和5年度の実績では、督促手数料の収入額は196,900円です。</p> <p>②督促手数料の徴収にかかる人件費等を鑑みて、廃止するほうがメリットが大きい ということでしょうか。 →お述べのとおりです。</p> <p>③督促手数料の徴収は、期限どおりに納入した人とそうでない人との公平性を図る 目的があると思いますが、廃止後どのように公平性を担保する予定ですか。 →督促手数料は廃止いたしますが、督促状そのものは廃止する予定はありません。 ご理解いただきたいと思います。</p> <p>④督促状そのものを廃止するわけではないとのことですが、例えば口座振替の方が 銀行残高が足りず、本人が知らない間に滞納状態になってしまう、というような 状況もあるかと思いますが、この場合、どのように対応されるのでしょうか。 →口座振替ができなかった場合には、督促状とは別に、口座振替不能通知書を送付し てお知らせしております。</p>						